

文京区地域防災計画（令和6年度修正）素案のパブリックコメントに寄せられた意見について

1 意見募集の概要

件名	文京区地域防災計画（令和6年度修正）素案
意見の募集期間	令和6年1月9日（火）から令和6年2月8日（木）まで
提出者数	18人
意見数	32件

2 区に寄せられた意見

番号	意見【原則原文どおり】	区の考え方
1	<p>2歳の娘が卵、小麦、甲殻類、ごま、イカ、ナッツなどのアレルギーです。災害時に避難所の配給や備蓄は28アレルギー不使用のものを必ず入れていただくようお願いします。パン、クラッカー類が食べられないので塩むすびなど米のものがないと食べるものがなくなってしまいます。</p> <p>また炊き出しも原材料を表示してなるべくアレルギー不使用のものだとありがたいです。</p> <p>災害時にアナフィラキシーになると医療体制不十分で死んでしまう可能性が高いですので、よろしくお願ひいたします。</p>	<p>避難所に備蓄している非常食のうち、クラッカーについては、小麦粉を使用している旨の表示をしており、それ以外のわかめご飯などの非常食は、表示が義務又は推奨とされている二十八品目のアレルギー物質が不使用となっております。</p> <p>なお、区では、自宅の損傷が少なく、自宅での生活が継続可能な場合は在宅避難を推奨しております。</p> <p>災害時に備え、各家庭内で必要なものを事前に確認の上、準備いただくようお願いしております。</p>
2	<p>様々な対応を考えて頂いていることに感謝申し上げます。能登半島での震災において、ライフラインの寸断により避難している方々が一番困っているのはトイレの衛生環境だと聞いています。マンホールトイレなどを整備する他にも、トイレトレーラーの導入を検討していただけないでしょうか。文京区から被災地域に貸し出すことも地域貢献になると考えます。</p>	<p>震災による被災地のトイレ不足を軽減するため、トイレトレーラーが活躍していることは承知しております。</p> <p>導入に当たっては、平常時の保管場所や活用方法、災害時のけん引車両の確保等の課題もあることから、他自治体での事例等も踏まえ、今後、検討してまいります。</p>
3	<p>地震などでエレベーターが止まった時に備えて水と食糧、トイレの備蓄をお願いしたいと思います。</p>	<p>区では、区内の中高層共同住宅等のエレベーター閉じ込め対策として、中高層共同住宅等に対し、エレベーター内に設置するキャビネット、保存食や飲料水、簡易トイレ等の対策物資の購入に必要な経費を助成しております。</p> <p>また、都と連携し、発災後3日目までに必要な非常食等の備蓄の確保に努めるとともに、避難所となる区立小中学校等の備蓄倉庫や、区内11か所の拠点備蓄倉庫に非常食等を備蓄しております。</p> <p>なお、区では、自宅の損傷が少なく、自宅での生活が継続可能な場合は在宅避難を推奨しており、各家庭において、1週間分（最低3日分）の食料や飲料水、簡易トイレなどの備蓄をお願いしております。</p>
4	<p>地震が起きるとまずは、避難をします。その後助けに来た人（警察や消防、自衛隊や近所の人）が、そこに人がいるのかがわからなくなり、助けを必要とする人の救助が遅れてしまいます。なので僕から5個ぐらい意見を出します。</p> <p>①家の耐震をするための援助金を増やす。又は援助をする。</p> <p>②その家がどれだけ耐震できるかを調べていただく。</p> <p>③小学校の、総合的な学習の時間に、地震の単元を入れ、ポスターを作り町中に貼る。</p> <p>④家の玄関に札をかける。（避難しました。という）</p> <p>⑤町会・自治会・文京区で避難訓練を行う。（講習を行う。）</p>	<p>①耐震化促進事業で住宅の耐震診断や補強工事について助成を行っております。今後も周知啓発に努め、効果的な事業となるよう取り組んでまいります。</p> <p>②建築士によるアドバイザー派遣を無料で行っており、耐震化について相談することができます。また、木造住宅であれば簡易診断を行っていただくことができます。</p> <p>③小学校では、理科、社会、総合的な学習の時間等で、地震や災害について学習しております。また、防災宿泊体験を実施し、地震を含め、災害から身を守るための学習を行っております。ポスターの作成と学校においての掲示については、各校が必要に応じて行います。</p> <p>④災害時の安否確認は様々な手法がありますが、避難したことを示す札を掲出することにより、空き巣</p>

番号	意見【原則原文どおり】	区の方考え方
		<p>等の二次被害に遭う可能性もあり、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>⑤区では、災害時において町会・自治会や防災関係機関が協力して災害対策活動を円滑に行うことができるよう、避難所総合訓練・防災フェスタ等、総合的かつ実践的な防災訓練を実施しております。また、町会・自治会やマンションが実施する防災訓練に対し、費用の助成、防災課職員による防災講話や地震体験車、煙体験ハウス等の出張を行っております。</p>
5	<p>LGBTQ 対応が求められる中で、きちんと組み込まれていてとてもいいです。個々の施設に関しては対策が必要な部分があります。</p>	<p>避難所等における LGBTQ 当事者への配慮については、今後、避難所運営ガイドラインに具体的な対応について明記していくなど、引き続き検討を行ってまいります。</p>
6	<p>●第1編-3-「(想定シーン)」 ⇒看板等の落下について触れられているのは観点として非常に良いと思います。 一方で、壁面タイル、ブロック塀、天井パネル等、非構造部材の危険性についてはこれまであまり意識されてこなかったことから、本防災計画全体を通じて、非構造部材に関する危険性とその対策について更なる追記がなされるべきと考えます。 また、非構造部材の維持管理を怠っている所有者・管理者が非常に多くみられることから、基準法第8条に基づく管理責任、場合によっては損害責任も発生し得る旨についても追記するべきと考えます。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、天井材、外壁材等に関して、民間建築物所有者等に点検、維持管理等の対応を促すという内容を追記します。 また、建築基準法第8条に基づく維持保全を必要に応じて促してまいります。</p>
7	<p>●第2編-74-「(3) 無電柱化の推進」 ⇒道路閉塞を防ぐため無電柱化を推進する旨の記載があることについて高く評価をしたいと思います。 一方で、次頁で述べられている「無電柱化路線一覧表(区道)」の対象数の少なさは大変残念に感じます。 また、都道や国道の無電柱化への働きかけ・協力についても記載するべきと考えます。 先日発表された都の「未来の東京戦略 version up 2024」においても、「無電柱化スピードアップ」が強く謳われており、都道の無電柱化事業推進体制の強化、都による「区市町村道への無電柱化チャレンジ支援事業」を踏まえ、都と貴区が連携をすることについても、追記するべきと考えます。</p>	<p>国と都においては、「無電柱化推進計画」や「東京都無電柱化推進計画」に基づき、各道路管理者の責任において、無電柱化事業の推進が図られているものと認識しております。 また、平成31年に策定した「文京区無電柱化推進計画」においても国や都の計画と整合を取っていることから、既に各個別計画間の連携は図られているものと考えております。 従いまして、ご意見にあるような追記は考えておりませんが、各道路管理者の連携については、重要なことと認識しておりますので、様々な機会を捉え、密に進めてまいります。</p>
8	<p>●第2編-40-「第3 マンション防災における自助・共助の構築」 ⇒増加する中高層共同住宅について、重点項目としてフォーカスを置いたことについては非常に高く評価をしたいと思います。 一方で同じように中高層共同住宅が多い他自治体と比較すると、やや見劣りがするの事実です。 例えば千代田区では防災訓練実施を要件にすること無く、エレベーター非常用備蓄キャビネットを無料配付、災害用資器材等購入費の助成をしている実績があります。 在宅避難を推進するのであれば、防災訓練実施を要件とすることなく、今すぐにも、エレベーター非常用備蓄キャビネットを無料配付、災害用資器材等購入費の助成をするべきではないでしょうか。 また、旧耐震基準で建てられた中高層共同住宅についてどのような手を打っていくのかについて記載がありません。 耐震改修に関する補助制度や、高さ・容積緩和による建て替えに関する支援といった対策にはなぜ触れないのでしょうか。 旧耐震基準で建てられた中高層共同住宅が仮に倒壊した場合、その影響は戸建ての倒壊とは比較になら</p>	<p>エレベーター閉じ込め対策費用の助成や中高層共同住宅の備蓄品の購入に必要な経費の助成については、マンション防災対策の動機づけ及び防災リテラシー獲得の機会として捉えているため、防災訓練等の実施を条件としております。管理組合等の集会の際に防災訓練を実施していただくなど、実情にあわせた形式での訓練実施をご案内しております。 また、中高層共同住宅の防災対策については、法律に基づく特例制度(高さや容積率の緩和)が多岐にわたることから本計画には記載しませんが、旧耐震基準で建てられた中高層共同住宅については、適正な維持管理の促進や円滑な改修・建替えに向けた支援に努めてまいります。 さらに、現在、文京区ではマンション管理組合を町会・自治会と同様の組織として位置づけることは検討しておりませんが、町会・自治会等の区民防災組織と、その区域内の中高層マンション管理組合等が合同で防災訓練を行った場合、各組織に対する「備蓄品購入経費」の助成金の上限額を増額することで、協働による訓練実施を推進するなど、地域の連携強化を図ってまいります。</p>

番号	意見【原則原文どおり】	区の方考え方
	<p>ないくらい大きいと考えます。</p> <p>さらに一步踏み込んで、千葉市のようにマンション管理組合を町内自治会と同様の組織として位置づけることも検討・追記してはいかがでしょうか。</p> <p>千葉市では東日本大震災の教訓から、地域コミュニティの大切さや情報伝達の必要性が改めて認識されたため、平成25年4月から一定の要件を備えたマンション管理組合を町内自治会と同様の組織として位置づけることとしています。</p> <p>マンション内での自助・在宅避難の推進、さらにはマンション管理組合と町内自治会の連合組織との連携を図るためには、千葉市のこの取り組みは大変参考になるものと考えます。</p>	
9	<p>●第2編-100-「緊急救助用スペース」 ⇒「日本サッカー協会ビル 本郷三丁目10番15号」は既に解体中との認識です。</p>	<p>該当箇所は解体工事のため、緊急所用スペース一覧から削除いたします。</p>
10	<p>良いと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
11	<p>妊産婦・乳児救護所は現在4か所ですが、いずれも文京区の南に位置しています。千石・本駒込・千駄木付近にも救護所を増設していただけないでしょうか。妊産婦や乳児にとって文京区の坂の多い道を移動するのは普段の時でも体に負担が大きく、ましてや災害時に地面の状態が悪いことを想定される中、長距離を移動するのは現実的に困難だと考えます。また、乳児は0歳児までとしています。兄弟がいることも多いため乳児だけでなく兄弟の同行も認めていただきたいです。</p>	<p>東日本大震災の教訓や、災害に対する国際基準においても、妊産婦・乳児は災害時に対処すべき最優先弱者と位置付けられているため、区として妊産婦・乳児救護所を設置しております。</p> <p>妊産婦・乳児救護所については、その性質から区内の大学、特に女子大学に協力を仰ぎ、現在の4か所となっております。現在のところ、救護所の増設や対象者を拡大する予定はございません。</p> <p>なお、ご家庭の状況に応じ、就学前の兄弟の同行については、柔軟に対応してまいります。</p>
12	<p>(他都市との連携 他地域への応援と 他地域からの応援)</p> <p>・今回の能登市への物資運搬について</p> <p>今回、発災の三日後に救援の車を出した。</p> <p>能登市からの救助要請があったということだが能登市の救助要請は 公的なものであったか。私的なつぶやきからの判断であったか。</p> <p>被災地の応援者は「自己完結活動」が必須であるがそれがなされていたか？</p> <p>道路棄損、土砂崩れなどの通行遮断、続く余震での不測の二次災害の危険の中、文京区の援助物資運搬は 被災地元の負担と区の労働量から 適切妥当であったかの検証が必要。苦労した、やっと届けた自己満足援助になっていないかの検証が必要。</p>	<p>能登半島地震発生後、本区と交流のある自治体に対し、支援の必要性を確認したところ、甚大な被害を受けた能登町から、食料や生活物資等の支援要請がありました。そのことを受け、本区では、いち早く被災地への支援を行うため、現地に区職員を派遣し、支援物資の輸送を行ったところです。</p> <p>先遣隊として派遣された職員が、現地の道路被害状況や輸送ルートの確認等を行ったことで、発災5日後には支援物資を届けることができました。さらに、被災地の状況は、派遣職員から写真等を通じて報告され、これらの情報は、特別区全体としても、その後の各区の支援活動に役立ったものと認識しております。</p> <p>なお、被災地に派遣した職員は、活動拠点を富山市内に置き、食料、宿泊先、移動手段等、全て自己完結活動をしてきたところです。</p>
13	<p>(文京区が被災したとき)</p> <p>次に 文京区が被災したとき、道路寸断、情報途絶の状況で 今想定している友好都市間援助、国や自衛隊の援助が速やかなの届くかの再精査・再確認が必要。広域災害の時、援助可能な者がどこにどれだけいるのか。何時の時点で どれだけ援助が 期待できるかも再検討が必要。(東京が大災害に見舞われたとき、無傷で応援の余力のある地域・組織は皆無に近いという認識・前提で考えるのが妥当ではないか)</p>	<p>首都直下地震等の大規模災害により区が被災した際に、国や都、自衛隊、全国の自治体、協定締結事業者・団体等から円滑に支援を受入れるため、区では、あらかじめ支援を受ける業務や受入体制等を定めた「文京区災害時受援応援計画」を策定しております。</p> <p>また、東京都や自衛隊、ライフライン関係機関、協定締結事業者等との顔合わせのほか、現地までの参集方法や輸送ルートの確認等を定期的に行っているところです。</p> <p>さらに、区と協定等を締結している自治体との連絡会議の場を設けるなど、日頃から顔の見える関係作りを構築し、緊急時の相互協力体制が適切に取れるよう取り組んでいくとともに、引き続き、関係機関等と連携の上、円滑な受援応援体制の構築を図ってまいります。</p>
14	<p>(現在の復興復活予定の甘い部分)</p> <p>1, 教育の森給水場のメンテナンスが不十分。</p> <p>2, 教育の森給水場での 水供給のルール、監督作業の明文化と周知</p>	<p>災害時における応急給水については、「第9章 第3節 第2 飲料水等の供給」に記載のとおり、被災初期の段階では、1人1日当たり3ℓを目安とし、給水状況や復旧状況等を勘案しながら、段階</p>

番号	意見【原則原文どおり】	区の考え方
	<p>3, 本郷給水場についても同じ。 4, ゴミ回収車が発災後数日で稼働する前提（道路事情・受け入れ処理場の稼働状況） 5, 一般ごみ、災害ゴミの一時集積場がない。 6, 特にし尿ごみの集積場は 量的・広さ的に 相当のものが需要である。各戸で収集日まで保管するルールは守られない可能性大。 広域大災害の発災直後数日（或いはもっとずっと長く）には 自己完結型のサバイバルのみが有効だという前提で対応を構築したい。</p>	<p>的に増やしていくこととしております。給水場所については、原則として、本郷給水所、教育の森公園内応急給水槽、避難所となる区立小中学校等としております。給水施設を所管している水道局とは、定期的に互いの役割分担や応急給水手順を確認する応急給水訓練を実施しており、引き続き円滑な応急給水体制の構築を図ってまいります。</p> <p>ごみ収集・運搬については、文京区地域防災計画との整合性を図り、災害に伴い発生した廃棄物に関する基本的事項を定めた文京区災害廃棄物処理計画において、発災後4日目から開始することとしています。ご指摘のとおり、道路事情や受入施設の被害状況等が影響することとなりますが、発災後3日目までに協定締結先の協力を得て道路啓開を行うとともに、受入施設の被害状況を確認した上で、体制整備に取り組むこととしています。</p> <p>集積所については、生活ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ）は、通常の集積所にお出しいただき、事業継続計画に基づいて収集運搬を実施します。家財道具等の片付け作業に伴う片付けごみについては、通常のごみ収集体制では収集・運搬することができないため、地区集積所を設置します。地区集積所は発災後、地区集積所候補地一覧から決定します。</p> <p>家庭から排出される携帯トイレについては、他のごみと分別して収集を行うこととしています。携帯トイレの出し方については平時から周知を実施し、集積場所や収集日については、し尿収集計画策定後に周知します。し尿収集計画策定に当たっては、携帯トイレ等で処理が必要となるし尿量を推計し、推計量に基づいて、収集体制を構築いたします。平時から協定先との連携等に取り組むことで、災害時に円滑な収集ができるよう準備を進めてまいります。</p>
15	<p>（火災について）（まちづくりの観点から） 地域防災計画（素案）には火災予防・消火活動についての言及が殆どない。 能登市朝市の火災をみても 火災発生をゼロにすることも初期消火をすべて成功させることも極めて難しい。自然鎮火（焼け止まり）は「空地」「樹木」「道路等」「耐火造」「崖地」「風向」などの要因があるが これらは防災問題ではあるが建築・道路行政として考えた方がより効果的である。</p>	<p>火災予防、消火活動については、第4章に消防署の消防活動に関して記載しているほか、第2章において、消火器の配備や可搬式動力ポンプ等の整備等による初期消火体制の強化に加え、建築や道路に関して、木造住宅密集地域の環境改善、延焼遮断帯の形成、細街路の整備、公園・緑地の整備等について記載しております。</p>
16	<p>（防災課の枠を超えて総合的に考える） 地域防災計画 「計画の構成」内の ・地域の防災力向上 ・安全な都市作り ・安全な交通ネットワーク のためには 「耐火耐震建物の周囲に延焼防止帯機能をもつ道幅」「延焼防止に役立つ緑化・緑地帯」「昼間人口の移動がスムーズである道路幅」「災害ゴミ集積場にも使える公園・空き地」「大災害時野糞用トイレ設置ができる公園・空き地」が有用である。 その実現のためには 防災減災政策ではなく 建築政策において ・構築物は接道面の接道位置から1m後退して建築する。 ・敷地面積に関わらず、緑被率を定め 厳守を指導する。 ・斜面、暗渠の上、冠水の危険のある地区は 宅地から雑種地に換えるなど、危険な建物を増やさない。 ・既存のブロック塀は速やかにフェンスや生垣にするような補助金政策を拡充する。 ・セットバック部分を含めた道幅が常に有効に使用</p>	<p>建築物等への規制内容については、関連する個別の計画等において別途検討されるものと考えております。</p> <p>具体的な規制は、防災性と私有財産の制限のバランスを考慮し、法令に基づく手続きを経て行われることとなります。</p>

番号	意見【原則原文どおり】	区の方考え方
	<p>るために 自家用車両が 敷地内駐車スペースから常にはみ出さないよう 十分な駐車スペースを確保する。駐車場証明の発行を厳しくする。</p> <p>・「野糞のための原っぱ」「仮設テントを設置するひろば」「災害ゴミの集積場としての空地」を積極的に確保する。</p> <p>・建蔽率、容積率、絶対高さ、などに特例を設けず建物・構築物の絶対量を増やさない。</p> <p>人間が作った諸基準をクリアしても 構築物は必ず劣化していき、擁壁があっても崖は何時かは崩れます。被害建物の量は構築物の総量に比例します。広い道路、公開空地、小さな緑地、公園を含む空地が防災の要です。</p> <p>防災を本気で考えるなら 区の建築行政の姿勢を根本から変える必要があります。</p> <p>建築規制の強化は 予算が要らなくて 防災にも環境整備にも役立ちます。</p>	
17	<p>(水の備蓄量を考える)</p> <p>本郷給水場 20000 m³ 教育の森 1500 m³</p> <p>通常の暮らしでは 本郷給水場は半日分の貯水量である。</p> <p>インフラ復旧にかかる日数予測の甘さは 能登地震でも証明されている。</p> <p>給水場からの水給付のルールをしっかりと決めて暴動が起こらないように準備するとともに 水の公助は潤沢でないことを伝え、貯水槽の増設、補助金を拡充した雨水タンクの設置を推奨するなど、区の本気度が問われる。</p>	<p>本郷給水所及び教育の森公園応急給水層の貯水量は合計 21,500 m³ (=2,150 万 ℓ) あります。応急給水については、1 人 1 日当たり 3 ℓ を目安としており、人数換算すると 716 万人分以上の貯水量があり、区民 23 万人の 31 日以上分の貯水量となります。この他、避難所となる区立小中学校等には 40 m³ (=4 万 ℓ) の受水槽を整備しており、各避難所においても 13,000 人分以上の飲料水を確保しております。これらの飲料水は、給水状況や復旧状況等を勘案しながら、給水量を段階的に増やしていくこととしており、給水場所については、原則として、本郷給水所、教育の森公園内応急給水槽及び避難所となる区立小中学校等としております。</p> <p>発災時における給水量には限りがあるため、各家庭における飲料水の備蓄や、区民や中小企業等に対する雨水タンクの設備・関連部材等購入費および設置工事に係る経費の補助等の対策を推進してまいります。</p>
18	<p>(トイレを考える)</p> <p>1 人 1 日 1 ~ 1.5L の尿と 150 ~ 200g の大便を排泄する。断水時と下水管破損時 吸水剤使用簡易トイレが推奨されている。吸水剤を使ったし尿は下水には流せず、焼却に回す計画である。20 万人が吸水剤付き携帯トイレを利用すると 2 kg × 20 万 = 400 トン/1 日 の水分 99% の焼却ゴミがでる。平時の 3 倍の水分 90% 超の焼却ゴミが臭気を放ちながら回収を待つ。発災から 4 日目から順次回収という予定だが この日程は机上の空論!</p> <p>回収車両があるか? 作業員がいるか? 道路通行ができるか? 焼却炉が稼働しているか? 水分を飛ばす燃料があるか? 自区のゴミ処理のほかに他区のゴミを受け入れてくれる余力があるか?</p> <p>更に他に大量の災害ゴミが出る。能登地震では処理能力の数十分の量とか。</p> <p>結論: 吸水剤を使った簡易トイレは推奨しない。是こそ能登に行ってトイレ事情とし尿処理を見学してきてほしい。新しい緊急時トイレがたくさん開発されている。実効ある案を積極的に取り入れてほしい。</p>	<p>災害用トイレは、携帯トイレに加えて、貯留式仮設トイレ、マンホール直結型トイレがあります。貯留式仮設トイレのし尿については、バキューム車で収集して下水道施設等に搬入し、携帯トイレについては、清掃工場へ搬入することとしています。ご指摘のとおり、清掃工場での安定的な焼却のためには水分量を抑えることが望ましく、また、清掃工場への搬入可能量には限りがあります。尿については可能な限りポリタンク等の容器で保管し、下水道復旧後にトイレに排出する方法や受入れ人孔に搬入する方法も考えております。なお、回収車両や人員については協定に基づいて、要請を行います。</p> <p>また、トイレトレーラーや水循環型トイレなど最新型のトイレについては、能登半島地震からの教訓や他自治体の事例等を踏まえながら、効果面や運用方法など今後検討してまいります。</p>
19	<p>第 1 部 施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)</p> <p>第 2 節 具体的な取組 (予防対策)</p> <p>第 1 自助による区民の防災力向上</p> <p>1 区民による自助の備え</p>	<p>いただいたご意見については、今後の計画修正の参考とさせていただきます。</p> <p>また、通信機器の整備等については、区としても課題として認識しており、あらゆる情報収集・連絡等通信手段の確保について検討を行っているところです。</p>

番号	意見【原則原文どおり】	区の方考え方
	<p>以下の通り補正してはいかがでしょうか</p> <p>1 区民による自助・共助の備え</p> <p>…区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」とことと併せて「他人が困っているときは援助の手を差し伸べる」という思いやりを育み実現するために必要な防災対策を推進する。</p> <p>(1) 区民が実現する必要がある主な防災対策</p> <p>(2) 区民が共助できる体制の整備</p> <p>これまでの被災状況等から、想定外の被害が発生しうることが明らかであり、災害出動の遅れなどにつながっていることに鑑み、区民は困難な中でも被害状況や救助を要する状況など具体的な被災状況を区に通報できるような体制を整備する。</p> <p>例示です</p> <p>地域活動センターなどの通信機器の整備を拡充し、従来の防災無線の配備のみならず、衛生電話などを配備し、情報が迅速に伝達できるよう検討する必要があります。</p> <p>問題点はいろいろあります、管理体制、それを緊急時に利用できる場所や使用方法をわかりやすく案内できる各種マニュアルの整備などに加え、それを区民にどうやって伝えるか、かなり困難を伴うこと予想できますが、最初から1つずつでも、あるいは一地域だけでも最新の体制を整備できればとお考えただければよいと思います。できないではなくてやらなければなりません。</p> <p>ア 避難場所の臨時提供</p> <p>被害が少ない被災者は、避難所だけでは収容しきれない対策のため、個人の自宅やマンション等で提供可能な臨時の避難場所を提供させる（強制ではありません。）システム作りと区民への周知などの体制を整備する。</p> <p>例示です</p> <p>我が家は使用していない部屋が7部屋あります。被害がなければ7部屋を臨時の避難家族のため、提供しようと家族で話し合いをしました。そのためには事前に災害対策課に連絡して、避難所として使用可能な場所、室数、提供するにあたっての諸条件などを事前に把握・準備する必要があります。</p> <p>問題は山積していますが、我が家以外にも提供できる家やマンション等の空き部屋などが必ずあるはずです。</p>	<p>さらに、避難所（区立小中学校等33か所）以外の避難スペースの確保として、地域活動センターや児童館、地域アカデミー施設等区有施設のほか区内大学や高校、寺院、ホテル等と二次的な避難スペースの提供等に関する協定を締結するなど受け入れ先の確保に努めております。個人単位からの避難スペースの提供等につきましては、事前に諸条件を把握することや個別の取り決め、運用方法等に課題を整理する必要があり、今後の防災対策を進める上での参考とさせていただきます。</p>
20	<p>1. 現状及び課題として挙げられている「各主体間の相互連携、相互支援を強化し、自助、共助による区民及び地域の防災力の向上を推進」する具体策が不十分であると感じます。形骸化した防災訓練や備蓄増では大規模災害に対応できません。近年、喜ばしいことですが区内で開発が進み新築マンションが増え、転入者も増えています。人口が増えるということは災害時の死傷者や避難を要する人数の母数が増えるわけですから、防災計画においてはこれをもっと考慮すべきと感じます。</p> <p>単に数字として人口が増えるだけでなく、新規の転入者（特に共同住宅に入居される方々）は地の利や地縁が少なく、避難等に要する行政コストが従前の住民よりも高いという点を考慮すべきです。過去の大震災等において、町会やPTA、消防団等の人的ネットワークが重宝された事例は多く、これらの組織の維持拡充、活性化は文京区の防災のためにも必須です。残念ながらこれらの担い手は年々減っており、既存の大型マンションにおいても、入居者に1</p>	<p>区では、近年増加傾向にある中高層共同住宅への防災対策として、防災訓練の実施及び備蓄品購入に係る経費の助成やエレベーターの閉じ込め対策（トイレ、飲料水等）の購入経費の助成を行っているほか、中高層共同住宅の所有者又は管理者を対象とした防災士の資格取得支援や、新たに建設される一定規模以上の中高層建築物に対する防災備蓄倉庫やマンホールトイレの設置の促進等、様々な対策に取り組んでいるところです。加えて、町会・自治会等の区民防災組織と、その区域内の中高層マンション管理組合等が合同で防災訓練を行った場合、各組織に対する「備蓄品購入経費」の助成金の上限額を増額しており、協働による訓練実施を推進することで、地域の連携強化を図っており、引き続き、中高層共同住宅への防災対策の支援を推進してまいります。</p> <p>また、町会・自治会等への加入促進については、区では、区への転入者に対する町会加入促進パンフレットの配付や町会へのSNS等を活用した情報発信習得の講座の実施等の取組を実施しており、消防団員については、消防署において消防団員の入団の</p>

番号	意見【原則原文どおり】	区の考え方
	<p>名も町会員がいない例を多く見かけます。新規転入者にこれらへの入会を促す方策が不可欠で、併せて町会やPTA、消防団等に明確なインセンティブを設定すべきです。例えば、これらの役職者に区から助成金を出す、役職者の子の保育園入園時に点数を加点する、ぐらいの強いインパクトが必要だと考えます。</p>	<p>促進が図られております。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
21	<p>2. 避難所に指定されている学校施設が複数ありますが、実際の災害時には指定の有無によらず、児童生徒や近隣住民が学校施設へ一時的に身を寄せざるを得ない状況が考えられます。転入者の増加に伴い子どもも増えており、小学校の改装改築工事と相まって仮設校舎が増えている(今後もある)ように見受けられます。仮設校舎は文字通り仮設であり、通常建築物と比べて災害に強くない事は自明です。また、併せて校庭が狭くなっている学校も多く見かけます。校庭は都心部においては特に貴重な空地であり防災上極めて重要です。名前を挙げてしまえば明化小や林町小、柳町小等の長期工場を、防災計画にも反映すべきと考えます。例えば柳町小学校の体育館は子ども園の6階に位置しており、小学生たちも普段から歩道を数百メートル歩いて体育館へ移動しています。すなわち災害時も同様のルートを経ることになり、一般の避難民の方もこれに加わります。誰がその現場をコントロールするのでしょうか。普段からも多忙な教員たちだけに任せては立ち行かないでしょう。区役所の担当者が全ての区立学校へ派遣されるわけにもいかないでしょう。おそらく町会員や消防団員等の有志が行動することになります。1. に戻ってしまいましたが、このような稀有な存在である防災リーダーをいつまでどう増やすのか、具体的に明記していただきたいです。</p>	<p>仮設校舎の耐震対策については、地盤調査を行い、発災時に建物が沈下しないよう検討するとともに、建物の構造計算を行い、現行の耐震基準を満たすよう設計を進め、工事を実施しております。また、学校における長期工事の内容について計画に記載する予定はございませんが、工事期間中に校庭が狭くなっている学校においては、学校内で避難スペースが不足する場合、二次的な避難所として近隣の区有施設や区と協定を締結している施設の活用を想定しております。また、震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ避難所ごとに割り振られている区職員を現地に派遣し、町会・自治会や学校教職員等と連携の上、避難所開設・運営作業を行うこととなっております。防災リーダーの育成については、「第1章 区民と地域の防災力向上」に記載のとおり、避難所運営をはじめとする災害時の活動について、率先して周囲をけん引する地域のリーダーの育成を図るため、区民防災組織等への活動支援や防災士の育成及び活動支援等の各種対策を進めてまいります。</p>
22	<p>防災グッズを配布するなどして、区民全員が防災グッズを持てるようにしたほうがいいと思う</p>	<p>区では、自宅の損傷が少なく、自宅での生活が継続可能な場合は在宅避難を推奨しており、各家庭において、1週間分(最低3日分)の食料や飲料水、簡易トイレなどの備蓄をお願いしております。また、地域で行われる防災訓練や防災イベント、防災講話等の様々な機会を活用し、備蓄の重要性について周知啓発を行うとともに、防災用品のあっせん事業を通して、各家庭における備蓄を推進しております。引き続き、各家庭における備蓄の促進に向け、対策を進めてまいります。</p>
23	<p>重点項目 1.在宅避難の推進について 行政の力だけでは限界があるため、区民が自分ごとにして推進していきけるような文言に加えていただきたく「 」にて加えました。 在宅避難を推進するため、建物の耐震化や不燃化に加え、各家庭での生活維持に必要な機能の確保等の対策強化を図るとともに、「(近所での)安否確認の仕組みと」在宅避難を含む避難所外避難者を支えし「助け合いを推進する」仕組みを構築していく。</p>	<p>第1 在宅避難の推進では、各家庭での生活維持に必要な機能の確保等について記載しているところです。ご指摘いただきました点につきましては、「第7章 区、区民及び事業者の基本的責務」で概ね同内容の記載があります。いただいたご意見については、今後の災害対策を進める上での参考とさせていただきます。</p>
24	<p>私は在住外国人に日本語を教えるボランティアをやっております。 日本語のわからない人達に向けて、英語をはじめ中国語、ベトナム語などのパンフレットを作ってあげてほしいと思います。</p>	<p>区では、外国人への防災知識の普及啓発を図るため、外国語版(英語・中国語・韓国語)の防災ガイドや防災地図、ハザードマップを作成し、配布を行っております。加えて、防災情報を発信している防災ポータルや防災アプリでは、多言語機能を活用した防災情報の</p>

番号	意見【原則原文どおり】	区の考え方
		発信を行うなど、引き続き外国人への支援対策に取り組んでまいります。
25	<p>区民の税金で取得していただく防災士の活動についての要望です。</p> <p>防災士に期待される役割は主に二つあり、一つは防災・減災に関する知識や技能を生かして自分や家族の身を守ること。そして、初期消火や避難誘導、避難所開設など発災直後の対応でリーダーシップを発揮することとなっています。</p> <p>ペーパーテストに合格しただけでは、取得した防災士も不安を抱えています。また経験値が違うため、防災士が集まっても防災訓練計画がまとまらないという課題があります。</p> <p>防災の答えは「現場にあり」といいますので、防災士が机上だけで学び続けるのではなく、被災地へ出かけて実際の支援を行う中で、益々知識と経験を増やす機会を支援していただく文言を盛り込んでいただきたいです。</p> <p>第2編 震災対策/第1章 区民と地域の防災力向上 第2節 具体的な取組(予防対策) (3)防災士の育成・活動支援 区は、防災士の資格取得費用の助成や、「取得後の」防災士のスキルアップ「のための研修の実施や被災地支援の経費補助」、防災士の活動内容等を掲載した広報誌の作成等により、防災士の育成・活動の支援を行う。</p>	<p>防災士の活動については、「第1章 区民と地域の防災力向上」、防災士資格の取得支援及び育成・活動支援について記載しているところです。</p> <p>経験値や知識の差を埋めるため、年間を通じ研修会の実施や、情報交換の場を設ける等の取組をおなっており、そこで被災地の経験等を共有できるよう取り組んでまいります。</p> <p>区以外の被災地での活動については、防災士個人個人の判断になるため、いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
26	<p>第2編 震災対策/第4章 応急対応力の強化 第3節 具体的な取組(応急対策) 第1 初動態勢 1 勤務時間内の活動態勢 (1)災害対策本部の設置</p> <p>出張その他により区長が不在の場合、災害発生時の対応については副本部長2名が務めることになっています。</p> <p>今回の能登半島の初動期の課題や、これまでの大規模災害のことを考えるとそれだけでは不十分です。特に、現在、副区長と教育長になっていますが、さらに「防災監」を加え、代理者3人の順位を決めておき、最上位の人が市町村長に替わって指揮をとるようにしておく必要があります。大規模災害の対応は「必要経費をどうするか」という問題に直結しますので、それも含めて全権限を任せられていないと、機動的な対応をとることに逡巡する恐れがあるからです。行政の対応力のさらなる強化を盛り込んでいただきたいところです。</p> <p>一般社団法人消防防災科学センター及び、東京大学災害対策トレーニングセンター(DMTC)の研修より引用</p>	<p>区長不在時の代理については、文京区災害対策本部条例施行規則第3条第3項において、副区長、教育長の順に担うこととしております。</p> <p>この他、休日・夜間等の対応として、区内または近隣区在住の管理職員4人を臨時災害対策本部の副本部長として指定し、発災時の対応に当たることとしていくところです。</p> <p>防災監の設置については、その有効性等、他自治体の事例等を踏まえながら、今後の対策の参考とさせていただきます。</p>
27	<p>第2編 震災対策/第4章 応急対応力の強化 第3節 具体的な取組(応急対策) 第5 応急教育及び応急保育 1 区立学校(園)の防災対策 (2)保護者等への引渡し 保護者等への引き渡しができなかった児童・生徒に対する記載を明確にしてほしい。</p>	<p>区立学校(園)では、保護者が迎えに来るまで、学校(園)で保護し、確実に引き渡しを行います。</p>
28	<p>災害発生時、電気やガス、水道をはじめとしたライフラインが止まってしまった場合に備えて、日頃から飲料水や非常食等を備蓄しておくことは、自宅を安全な場所に避難して生活を送る必要があります。今回能</p>	<p>ご指摘いただいた内容を踏まえ、第2編第2節3 備蓄の推進の項目にトイレに関する文言を加筆する方向で検討いたします。</p> <p>また、区が実施する各種啓発事業で備蓄品の配付</p>

番号	意見【原則原文どおり】	区の方考え方
	<p>登半島大地震でも課題となっている水道の復旧は文京区でも時間がかかるとされています。「備蓄」というものに、災害用トイレを加えておくことは最も重要な備蓄のうちの一つです。東日本大震災のあるアンケート調査によると、調査対象の29自治体の約7割の避難所では、仮設トイレが行き渡るまでに4日以上もかかったとなっています。</p> <p>「災害用トイレなどの」生活必需品等、と明記していただきたく希望します。さらに、必需品に、速乾で、包帯や紐にもなる「手ぬぐい」を加えていただくこともご検討ください。</p> <p>第2編 震災対策/第8章 避難者対策 第2節 具体的な取組(予防対策) 3 備蓄の推進</p> <p>区は、区民に対し、3日間分(推奨1週間分)の食糧や「災害用トイレなどの」生活必需品等を備蓄するよう、啓発活動を行うとともに、ローリングストック法の活用により、無駄なく、常に災害に備えることができるよう周知する。</p> <p>また、区が実施する各種啓発事業で備蓄品の配付や備蓄資機材等の紹介等を行うほか、防災用品あっせん事業やマンション管理組合等の防災活動に対する助成金等により、各家庭や中高層共同住宅等における備蓄を促進する。</p>	<p>や備蓄資機材等の紹介等を行うほか、防災用品あっせん事業やマンション管理組合等の防災活動に対する助成金等により、各家庭や中高層共同住宅等における備蓄を促進いたします。</p>
29	<ul style="list-style-type: none"> ・各地の防災倉庫に、区民が防災用品を寄付できる仕組みを作る。→防災倉庫のストックが増える！ ・エレベーターチェアの普及を図る <p>具体案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ビルの管理者向けに区があっせん。 ・設置を進めるリーフレットを作成。 ・区が設置費用を助成 <p>防災意識を高めるために</p> <ol style="list-style-type: none"> ①区民が作った防災ポスターをけい示板にはる。 ②引き続き、リーフレット等を区の主要な場所に設置する。 ③体験型の防災訓練を各地で開催。 	<p>区民からの防災用品の寄付についてですが、品質管理や安全衛生上の懸念等の課題があり、現在のところ受入れる予定はございませんが、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、エレベーターの閉じ込め対策については、区では、区内在住・在勤の方を対象に、エレベーター閉じ込め対策物資等の防災用品のあっせんを行っているほか、区内の中高層共同住宅等に対し、エレベーター閉じ込め対策物資の購入に要する経費を助成しています。</p> <p>防災意識の向上については、町会・自治会やマンション等が実施する防災訓練に、防災課職員による防災講話や地震体験車、煙体験ハウス等の出張を行っているほか防災アドバイザーの派遣事業も実施しております。さらに、区設掲示板へのポスターの掲示や、区内の各施設においてリーフレット等を配布しております。</p> <p>また、災害時において町会・自治会や防災関係機関が協力して災害対策活動を円滑にできるよう、避難所総合訓練や防災フェスタ等、総合的かつ実践的な防災訓練を実施しています。</p> <p>引き続き、区民等の防災意識の向上を図るため、各種広報媒体や防災訓練等の場を活用した防災意識の啓発等の対策を進めてまいります。</p>
30	<p>無電柱化を一刻も早く進めて欲しいです。小池都知事はあてになりませんので、文京区が率先して無電柱化を進めて、防災対策をリードして欲しいです。</p>	<p>区道における無電柱化事業については、文京区無電柱化推進計画に基づき、現在取り組んでいる工事の進捗状況に加え、その時々々の区政における重要課題の優先順位を判断する中で、無電柱化を進めてまいります。</p>
31	<p>本素案は能登半島地震が起きる前に出されたものですが、能登半島地震を受けて見直すべき点はないのか気になります。</p> <p>また、そもそも素案の説明会が対面のみの実施ということで多くの区民に届いていないと思います。説明の動画を区民に共有して広く周知してから閣議に</p>	<p>令和6年能登半島地震を受け、被災地の状況からは、避難所等でのトイレや衛生環境の確保に加え、通信インフラの被害に備えた、様々な通信手段の確保が今後の課題と捉えております。この度の震災の教訓も踏まえ、今後、計画の修正決定に向け、更なる対策の強化等について検討してまいります。</p>

番号	意見【原則原文どおり】	区の方考え方
	進むべきではないでしょうか。	計画（素案）については、区民説明会やパブリックコメント、区立小中学校への周知等により、広くご意見を伺うよう努めてまいりましたが、より効果的な方法について、いただいたご意見も踏まえ、今後検討してまいります。
32	<p>・自助に対する助成（家具転倒対策以外）自主防災組織の啓発活動への助成の拡充。・「目標を達成するための主な対策」に小学生中学生の防災教育の目標を明示すべき。防災について考えるのが当たり前の世の中にするには教育からであるので。・避難所運営協議会、区民防災組織、学校の連携を明示してほしい。・災害時の医療救護体制の図解、具体化。・防災士の助成をするならば、防災士の役割を明示すべき。</p>	<p>現在区では、区民等の備蓄の促進を図るため、防災用品のあっせん事業を行っているほか、区民防災組織等が実施する防災訓練に係る経費及び備蓄品の購入に係る経費の助成や防災士の資格取得費用の助成等を行っております。引き続き、他の自治体の事例や区民等からの要望等を踏まえ、助成の拡充について検討してまいります。</p> <p>防災教育の目標については、区独自の目標に替えて、文部科学省で示されている次の3点を踏まえ防災教育に取り組んでいるため、地域防災計画に記載する予定はございません。</p> <p>・「災害時における危機を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする」</p> <p>・「災害発生時及び事後に、すすんで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする」</p> <p>・「自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする」</p> <p>避難所運営協議会等の連携については、「第8章 避難者対策」において、互いに連携し避難所の開設及び運営管理を行う旨の記載をしており、具体的な作業内容については、「文京区避難所運営ガイドライン」にて整理しております。</p> <p>災害時の医療救護体制については、各関係機関において扱いが異なるため、図で明示するのは困難ではありますが、区の災害時の医療救護体制については、地域防災計画において、医療救護班としての具体的な活動内容をお示ししております。</p> <p>防災士の役割については、「第1章 区民と地域の防災力向上 第2 区民防災組織等の防災力向上」に記載のとおり、避難所運営をはじめとする災害時の活動について、率先して周囲をけん引する地域のリーダーとして、区は防災士の育成及び活動支援を行っております。</p>